

安城市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 2 1 号

安城市手数料条例の一部を改正する条例

安城市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「工作物」を「建設設備及び工作物」に改め、同条第 7 号を次のように改める。

（ 7 ） 宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料 別表第 7

別表第 1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項に規定する確認申請又は同法第 1 8 条第 2 項に規定する計画通知に係る手数料の項中「 6 , 0 0 0 円」を「 1 0 , 0 0 0 円」に、「 1 9 , 0 0 0 円」を「 2 8 , 0 0 0 円」に、「 4 1 , 0 0 0 円」を「 5 9 , 0 0 0 円」に、「 5 0 0 平方メートル」を「 3 0 0 平方メートル」に、「 6 8 , 0 0 0 円」を「 1 0 1 , 0 0 0 円」に、「 1 0 7 , 0 0 0 円」を「 1 4 1 , 0 0 0 円」に、「 1 5 5 , 0 0 0 円」を「 2 0 7 , 0 0 0 円」に、「 2 3 1 , 0 0 0 円」を「 3 1 3 , 0 0 0 円」に、「 3 4 1 , 0 0 0 円」を「 4 6 6 , 0 0 0 円」に、「 6 1 0 , 0 0 0 円」を「 8 3 6 , 0 0 0 円」に改め、同表備考第 3 号中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に改め、「当該移転」の次に「又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加え、同表備考第 4 号中「移転する」を「移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする」に改める。

別表第 2 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物以外の建築物に係る同法第 7 条第 1 項に規定する完了検査申請又は同法第 1 8 条第 2 0 項に規定する完了通知に係る手数料の項中「 1 7 , 0 0 0 円」を「 2 3 , 0 0 0 円」に、「 2 2 , 0 0 0 円」を「 2 8 , 0 0 0 円」に、「 3 6 , 0 0 0 円」を「 4 1 , 0 0 0 円」

に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「５１，０００円」を「５５，０００円」に改め、同表建築基準法第７条の３第１項の特定工程に係る建築物に係る同法第７条第１項に規定する完了検査申請又は同法第１８条第２０項に規定する完了通知に係る手数料の項中「１６，０００円」を「２２，０００円」に、「２１，０００円」を「２７，０００円」に、「３５，０００円」を「４０，０００円」に、「５００平方メートル」を「３００平方メートル」に、「５０，０００円」を「５３，０００円」に改め、同表備考中「を移転した」を「を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした」に改め、「当該移転」の次に「又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替」を加える。

別表第３の表中「工作物に関する」を「建築設備及び工作物に関する」に改め、同表建築基準法第８８条第１項において準用する同法第６条第１項に規定する確認申請又は同法第１８条第２項に規定する計画通知に係る手数料の項の前に次のように加える。

建築基準法第８７条の４第１項において準用する同法第６条第１項に規定する確認申請又は同法第１８条第２項に規定する計画通知に係る手数料	一の建築設備につき	
	(１) 建築物に建築設備を設ける場合（次号に掲げる場合を除く。）	
	ア 小荷物専用昇降機	９，０００円
	イ ア以外の建築設備	２３，０００円
	(２) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築物に建築設備を設ける場合	
	ア 小荷物専用昇降機	６，０００円
	イ ア以外の建築設備	１０，０００円
建築基準法第８７条の４第１項において準用する同法第７条第１項に規定する完了検査申請又は同法第１８条第２０項に規定する完了通知に係る手数料	一の建築設備につき	
	(１) 小荷物専用昇降機	２３，０００円
	(２) 前号以外の建築設備	４１，０００円

別表第４建築基準法第７条の３第１項に規定する中間検査申請又は同法第１８条

第28項に規定する特定工程終了通知に係る手数料の項中「16,000円」を「20,000円」に、「21,000円」を「25,000円」に、「33,000円」を「36,000円」に、「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する仮使用認定申請手数料	申請1件につき	120,000円
---	---------	----------

別表第4都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第1条第1項第1号」に、「同項」を「同条第2項」に、

「

（ア）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下この表において「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第2号イ（2	19,100円	を
---	---------	---

）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	３７，１００円	
---	----------------	--

「

（ア）建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの （イ）建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの （ウ）（ア）及び（イ）以外のもの	２７，０００円 １９，１００円 ３７，１００円	に、
---	--	-----------

「

（ア）全住戸が建築物省エネ法基準省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるものの１棟の総戸数が		を
--	--	----------

「

（ア）全住戸が建築物省	
--------------------	--

エネ法基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が a 1のもの 27,000円 b 2以上5以下のもの 53,900円 c 6以上のもの 75,800円 （イ）全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		
（イ）（ア）以外のものの1棟の総戸数が	を	
（ウ）（ア）及び（イ）以外のものの1棟の総戸数が	に改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律	
第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項中		
（ア）建築物省エネ法基準省令第10条第2	10,100円	

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	１９，２００円	を
--	---------	---

「

（ア）建築物省エネ法基 準省令第１０条第２ 号イ（１）及びロ（ ２）又はイ（２）及 びロ（１）に定める 基準に係るものであ るもの	１４，１００円	に、
（イ）建築物省エネ法基 準省令第１０条第２ 号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの	１０，１００円	
（ウ）（ア）及び（イ） 以外のもの	１９，２００円	

「

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第１ ０条第２号イ（２） 及びロ（２）に定め る基準に係るもので あるものの１棟の総 戸数が		を
---	--	---

「

（ア）全住戸が建築物省	
-------------	--

エネ法基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が a 1のもの 14,100円 b 2以上5以下のもの 27,900円 c 6以上のもの 39,600円 （イ）全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		に、
（イ）（ア）以外のものの1棟の総戸数が	を	
（ウ）（ア）及び（イ）以外のものの1棟の総戸数が	に改め、同項の次に次のように加える。	
低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請1件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる額の2分の1

		に相当する額（その額に１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
--	--	---

別表第４建築物省エネ法第１２条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請１件につき	
	（１）１戸建て住宅で ア 建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）又はイ（２）及びロ（１）に定める基準に係るものであるもの イ 建築物省エネ法基準省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に係るものであるもの ウ ア及びイ以外のもの （２）住戸に係るものについて判定を受けるときの共同住宅等で ア 全住戸が建築物省エネ法基準省令第１条第	２７，０００円（建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の変更に係る場合にあつては、１４，１００円） １９，１００円（計画の変更に係る場合にあつては、１０，１００円） ３７，１００円（計画の変更に係る場合にあつては、１９，２００円）

	1項第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるものの住戸の数（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る住戸の数をいう。以下この項において同じ。）が （ア）1のもの （イ）2以上5以下のもの （ウ）6以上のもの イ 全住戸が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるものの住戸の数が （ア）1のもの	27,000円（計画の変更に係る場合にあっては、14,100円） 53,900円（計画の変更に係る場合にあっては、27,900円） 75,800円（計画の変更に係る場合にあっては、39,600円） 19,100円（計画の変更に係る場合にあっては、10,100円）
--	---	---

	(イ) 2以上5以下のもの (ウ) 6以上のもの ウ ア及びイ以外のものの住戸の数が (ア) 1のもの (イ) 2以上5以下のもの (ウ) 6以上のもの (3) 建築物省エネ法基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分（以下「共用部分」という。）に係るものについて判定を受けるときの共同住宅等で、床面積（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積をいう	35,900円（計画の変更に係る場合にあつては、19,000円） 51,900円（計画の変更に係る場合にあつては、27,700円） 37,100円（計画の変更に係る場合にあつては、19,200円） 74,900円（計画の変更に係る場合にあつては、38,500円） 105,400円（計画の変更に係る場合にあつては、54,500円）
--	---	--

	。以下この項において同 じ。)の合計が	
	ア 300平方メートル 以内のもの	118,500円(計画の変更に係る場 合にあつては、60 ,300円)
	イ 300平方メートル を超えるもの	149,700円(計画の変更に係る場 合にあつては、76 ,600円)
	(4) 非住宅部分に係るもの について判定を受けると きの共同住宅等で	
	ア 非住宅部分の全部が 建築物省エネ法基準省 令第1条第1項第1号 ロに定める基準に係る ものであるものの床面 積の合計が	
	(ア) 300平方メート ル以内のもの	95,000円(計 画の変更に係る場合 にあつては、48, 600円)
	(イ) 300平方メート ルを超えるもの	121,000円(計画の変更に係る場 合にあつては、62 ,300円)
	イ ア以外のものの床面 積の合計が	
	(ア) 300平方メート ル以内のもの	248,400円(計画の変更に係る場 合にあつては、12

		5, 200円)
	(イ) 300平方メートルを超えるもの	311, 200円 (計画の変更に係る場合にあっては、157, 400円)
	(5) 前各号以外の建築物で	
	ア 全部が建築物省エネルギー基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものであるものの床面積の合計が	
	(ア) 300平方メートル以内のもの	95, 000円 (計画の変更に係る場合にあっては、48, 600円)
	(イ) 300平方メートルを超えるもの	121, 000円 (計画の変更に係る場合にあっては、62, 300円)
	イ ア以外のものの床面積の合計が	
	(ア) 300平方メートル以内のもの	248, 400円 (計画の変更に係る場合にあっては、125, 200円)
	(イ) 300平方メートルを超えるもの	311, 200円 (計画の変更に係る場合にあっては、157, 400円)

別表第4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる計画の変更に係る場合の額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
------------------------------------	-----------	---

別表第 4 建築物省エネ法第 3 4 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 1 項各号」を「第 3 0 条第 1 項各号」に、「前号に掲げる場合」を「計画適合性確認機関が認めた場合等」に、

「

(ア) 建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ (2) 及びロ (2) に定める基準に係るものであるもの	1 9, 1 0 0 円	を
(イ) (ア) 以外のもの	3 7, 1 0 0 円	

」

「

(ア) 建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2 号イ (1) 及びロ (2) 又はイ (2) 及びロ (1) に定める基準に係るものであるもの	2 7, 0 0 0 円	に、
(イ) 建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 2	1 9, 1 0 0 円	

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （ウ）（ア）及び（イ） 以外のもの	３７，１００円	
---	---------	--

「

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第１ ０条第２号イ（２） 及びロ（２）に定め る基準に係るもので あるものの１棟の総 戸数が		を
---	--	---

「

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第１ ０条第２号イ（１） 及びロ（２）又はイ （２）及びロ（１） に定める基準に係る ものであるものの１ 棟の総戸数が		
a １のもの	２７，０００円	
b ２以上５以下の もの	５３，９００円	
c ６以上１０以下 のもの	７５，８００円	
d １１以上２５以 下のもの	１０８，３００円	
e ２６以上５０以	１５７，９００円	に、

下のもの	
f 51以上100	230,700円
以下のもの	
g 101以上20	318,500円
0以下のもの	
h 201以上30	415,400円
0以下のもの	
i 301以上のもの	481,900円
(イ) 全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が	

「

(イ) (ア) 以外のものの1棟の総戸数が	を
-----------------------	---

」

「

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のものの1棟の総戸数が	に改め、同表建築物省エネ法第36条第1項に規
------------------------------	------------------------

」

定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「前号に掲げる場合」を「計画適合性確認機関が認めた場合等」に、

「

(ア) 建築物省エネ法基準省令第10条第2	10,100円
-----------------------	---------

」

号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの （イ）（ア）以外のもの	１９，２００円	を
--	---------	---

「

（ア）建築物省エネ法基 準省令第１０条第２ 号イ（１）及びロ（ ２）又はイ（２）及 びロ（１）に定める 基準に係るものであ るもの	１４，１００円	に、
（イ）建築物省エネ法基 準省令第１０条第２ 号イ（２）及びロ（ ２）に定める基準に 係るものであるもの	１０，１００円	
（ウ）（ア）及び（イ） 以外のもの	１９，２００円	

「

（ア）全住戸が建築物省 エネ法基準省令第１ ０条第２号イ（２） 及びロ（２）に定め る基準に係るもので あるものの１棟の総 戸数が		を
---	--	---

「

（ア）全住戸が建築物省	
-------------	--

エネ法基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又はイ（2）及びロ（1）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		
a 1のもの	14,100円	
b 2以上5以下のもの	27,900円	
c 6以上10以下のもの	39,600円	
d 11以上25以下のもの	57,000円	
e 26以上50以下のもの	83,800円	に、
f 51以上100以下のもの	123,900円	
g 101以上200以下のもの	172,700円	
h 201以上300以下のもの	224,700円	
i 301以上のもの	259,100円	
（イ）全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものであるものの1棟の総戸数が		

「
 (イ) (ア) 以外のもの
 の 1 棟の総戸数が
 」を

「
 (ウ) (ア) 及び (イ)
 以外のものの 1 棟の
 総戸数が
 」に改め、同表建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号

に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料の項を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき	建築物の区分に応じ、前項の金額の欄に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
------------------------------------	-----------	--

別表第 4 備考第 1 項中「第 1 号イ」を「の規定による手数料（同項第 1 号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項第 1 号中「（住宅の用途に供する共用の部分という。以下この表において同じ。）」を削り、同表備考第 2 項中「第 2 号イ」を「の規定による手数料（同項第 2 号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が建築物省エネ法基準省令第 10 条第 1 号に規定する工場等（以下「工場等」という。）である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超える場合 60,500円

別表第4備考第14項及び第15項を削り、同表備考第13項中「建築物省エネ法第36条第1項」を「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料について、建築物省エネ法第31条第1項」に、「第34条第3項各号」を「第29条第3項各号」に、「当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料」を「当該手数料」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額（」を「建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料の額（」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額）」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料の額）」に改め、同項を同表備考第23項とし、同表備考第12項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第2号ウ」を「の規定による手数料（同項第2号ウ」に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に「に」を「」には」に改め、同項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

別表第4備考第12項を同表備考第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号エに規定する共同住宅等又は同号オに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。

）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第4備考第11項中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第1号ウ」を「の規定による手数料（同項第1号ウ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「）には」に改め、同項を同表備考第20項とし、同表備考第10項中「建築物省エネ法第34条第1項」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料について、建築物省エネ法第29条第1項」に、「当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料」を「当該手数料」に、「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額に」を「建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料の額に」に改め、同項を同表備考第19項とし、同表備考第9項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第2号イ」を「の規定による手数料（同項第2号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「」に応じ」を「）には」に改め、同項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 47,500円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 60

， 5 0 0 円

ウ 1， 0 0 0 平方メートルを超え 2， 0 0 0 平方メートル以内の場合
7 9， 6 0 0 円

エ 2， 0 0 0 平方メートルを超え 5， 0 0 0 平方メートル以内の場合
1 2 8， 9 0 0 円

オ 5， 0 0 0 平方メートルを超え 1 0， 0 0 0 平方メートル以内の場合
1 6 8， 4 0 0 円

カ 1 0， 0 0 0 平方メートルを超え 2 5， 0 0 0 平方メートル以内の場合
2 0 2， 3 0 0 円

キ 2 5， 0 0 0 平方メートルを超える場合 2 3 7， 4 0 0 円

別表第 4 備考第 9 項を同表備考第 1 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

1 8 建築物省エネ法第 2 9 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第 2 号ウに規定する共同住宅等又は同号エに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第 1 0 条第 1 号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第 4 備考第 8 項中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に、「第 1 号イ」を「の規定による手数料（同項第 1 号イ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項を同表備考第 1 6 項とし、同表備考第 5 項から第 7 項までを削り、同表備考第 4 項中「第 2 号ウ」を「の規定による手数料（同項第 2 号ウ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「）に応じ」を「）には」に改め、同項第 3 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「場合（」の次に「前号に規定する場合を除き、」を加え、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超える場合 31,100円

別表第4備考第4項を同表備考第5項とし、同項の次に次の10項を加える。

6 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号エに規定する共同住宅等又は同号オに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

7 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

（1）当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超える場合 5,300円

（2）当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額

8 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合

(複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。)
) には、当該各号に定める額を加算する。

(1) 当該共同住宅等に共用部分がある場合 (申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。) 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30, 100円

イ 300平方メートルを超える場合 38, 300円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12, 100円

イ 300平方メートルを超える場合 15, 500円

(3) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 (前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24, 300円

イ 300平方メートルを超える場合 31, 100円

(4) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 (前2号に規定する場合を除く。)
) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62, 600円

イ 300平方メートルを超える場合 78, 700円

9 低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料 (低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等並びに低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における1戸建て住宅及び共同住宅等 (建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。) に係る申請に係るものを除く。) について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第6項の規定により計算して得

た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

10 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の金額の欄及び前項の規定にかかわらず、建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の項第1号（建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあっては、建築物省エネ法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の項第1号）に係る区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第

53号。以下この表において「建築物省エネ法」という。)第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの判定を一の申請書により受けようとする場合における当該判定に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した同項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

- 1.3 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第10項の規定により計算して得た計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 1.4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る建築物(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。)が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物省エネ法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物省エネ法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄及び前項の規定にかかわらず、第11項の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 1.5 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非住宅部分に係るものの証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸に係るもの、共用部分に係るもの又は非

住宅部分に係るものについてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した同項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第4備考第3項中「第1号ウ」を「の規定による手数料（同項第1号ウ）に、「の手数料の額には」を「に係る申請に係るものに限る。）について」に、「に」に「に」に改め、同項を同表備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の項の規定による手数料（同項第2号ウに規定する共同住宅等又は同号エに規定する建築物に係る申請に係るものに限る。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係る建築物の区分によるものとし、当該手数料に係る床面積の合計又は延べ面積の区分に応じ、当該手数料に係る金額の欄に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第4備考に次の4項を加える。

- 24 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあっては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

- （1）当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 3,100円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 5,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合

8, 700円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合
26, 200円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合
41, 400円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合
52, 300円

キ 25, 000平方メートルを超える場合 65, 400円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての前号アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号アからキまでに定める額

25 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における共同住宅等の建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係る申請に係るものに限る。）について、次の各号に掲げる場合（複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては、第1号に掲げる場合に限る。）には、当該各号に定める額を加算する。

(1) 当該共同住宅等に共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。） 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 30, 100円

イ 300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内の場合 38, 300円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合
50, 300円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合
80, 500円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合
104, 600円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合
125, 500円

キ 25,000平方メートルを超える場合 146,900円

(2) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部の用途が工場等である場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 12,100円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 15,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 20,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 34,400円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 45,500円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 54,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 64,800円

(3) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前号に規定する場合を除き、非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものである場合に限る。） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 24,300円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 31,100円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 41,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 68,800円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 91,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 109,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 129,600円

(4) 当該共同住宅等に非住宅部分がある場合（前2号に規定する場合を除く。

） 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 62,600円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 78,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 101,900円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 147,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 183,500円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 217,500円

キ 25,000平方メートルを超える場合 249,100円

26 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料（計画適合性確認機関が認めた場合等並びに計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合における1戸建て住宅及び共同住宅等（建築物全体、建築物全体及び住戸又は複合建築物の住宅部分に係るものに限る。）に係る申請に係るものを除く。）について、非住宅部分の全部の用途が工場等である場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、第22項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

27 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微

な変更に関する証明書交付手数料の項の規定による手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第3条関係）

宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料

種類	区分	金額
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項に規定する宅地造成等工事許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るものに限る。）	申請1件につき、宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積が	
	（1）500平方メートル以内のとき	17,000円
	（2）500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき	28,000円
	（3）1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のとき	40,000円
	（4）2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のとき	58,000円
	（5）3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき	69,000円
	（6）5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき	94,000円
	（7）10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき	149,000円
	（8）20,000平方メートルを超え40,000	226,000円

	平方メートル以内のとき (9) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき (10) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき (11) 100,000平方メートルを超えるとき	360,000円 510,000円 660,000円
法第16条第1項に規定する宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（宅地造成又は特定盛土等に係るものに限る。）	申請1件につき	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が660,000円を超えるときは、660,000円とする。 (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る設計の変更（次号のみに該当するものを除く。） ） 前項の区分の欄に掲げる面積（同号の変更を伴う場合にあっては変更前の宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積、宅

		地造成又は特定盛土等を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積)の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 (2) 宅地造成又は特定盛土等を行う土地の追加に係る設計の変更追加される宅地造成又は特定盛土等を行う土地の前項の区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額 (3) 前2号以外の変更 12,000円
法第18条第1項に規定する宅地造成又は特定盛土等工事中間検査申請手数料	申請1件につき、宅地造成又は特定盛土等を行う土地の面積が (1) 2,000平方メートル	4,000円

	ル以内のとき (2) 2, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以内のとき (3) 3, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内のとき (4) 20, 000平方メートルを超え40, 000平方メートル以内のとき (5) 40, 000平方メートルを超え70, 000平方メートル以内のとき (6) 70, 000平方メートルを超え100, 000平方メートル以内のとき (7) 100, 000平方メートルを超えるとき	5, 000円 7, 000円 11, 000円 19, 000円 31, 000円 44, 000円
法第12条第1項に規定する宅地造成等工事許可申請手数料（土石の堆積に係るものに限る。）	申請1件につき、土石の堆積を行う土地の面積が (1) 500平方メートル以内のとき (2) 500平方メートルを超え1, 000平方メートル以内のとき (3) 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のとき (4) 2, 000平方メートルを超え3, 000平方メートル以内のとき	12, 000円 14, 000円 17, 000円 20, 000円

	(5) 3, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のとき (6) 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のとき (7) 10, 000平方メートルを超え20, 000平方メートル以内のとき (8) 20, 000平方メートルを超え40, 000平方メートル以内のとき (9) 40, 000平方メートルを超え70, 000平方メートル以内のとき (10) 70, 000平方メートルを超え100, 000平方メートル以内のとき (11) 100, 000平方メートルを超えるとき	29, 000円 32, 000円 39, 000円 53, 000円 74, 000円 102, 000円 132, 000円
法第16条第1項に規定する宅地造成等工事計画変更許可申請手数料（土石の堆積に係るものに限る。）	申請1件につき	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額。ただし、当該合算した額が132, 000円を超えるときは、132, 000円とする。 (1) 土石の堆積に関する工事の計

画の変更（次号のみに該当するものを除く。）

前項の区分の欄に掲げる面積

（同号の変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額に10分の1を乗じて得た額

（2）土石の堆積を行う土地の追加に係る設計の変更 追加される土石の堆積を行う土地の前項の区分の欄に掲げる面積の区分に応じ、同項の金額の欄に掲げる額

		(3) 前2号以外の 変更 12,0 00円
--	--	------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条第7号及び別表第7の改正規定は、令和7年5月9日から施行する。